

(別紙)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

伊那市長 白鳥 孝

記

1. 協議した場を設けた区域の範囲

東部地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年3月24日

3. 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 11経営体 |
| 個人 | 16経営体 |
| 集落営農（任意組織） | －組織 |

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

平成27年度から下山田地域、小原地域、山室地域、非持地域、市野瀬地域で活用。
法人の体制整備を図り法人機能を最大限活用していく。

6. 地域農業の将来のあり方

東部地区農業振興センターを基軸とし、①農地中間管理事業を活用し農事組合法人に農地を集積集約し、作業の効率化とコスト軽減を進める。②山間傾斜地、過疎地域での農業振興を図るため、営農組合の組織化や農事組合の法人化を推進する。③耕作放棄地等の解消を図るため、担い手の確保育成に努める。